

阪神水道企業団からの新規受水に向けたスケジュール等について

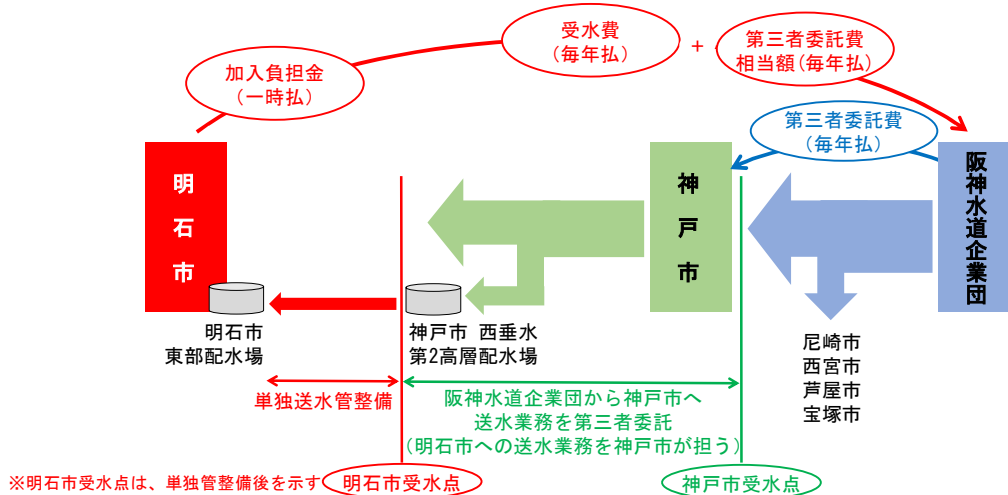
令和7年度に開始する阪神水道企業団（以下「企業団」という。）からの新規受水については、これまで関係機関と事務的な協議調整を進めてきましたが、令和4年4月15日付けで企業団に対し正式に受水協議依頼を行いましたので、その内容等について報告します。

1 受水協議依頼の内容等

企業団は、上水道事務の一部（各市に至る配水施設まで）を共同処理することを目的に設立された地方自治法（昭和22年法律第67号）第284条第2項に基づく一部事務組合であり、企業団からの新規受水は、明石市がその組合に加入し受水することを前提に協議を進めています。

本市への企業団からの水道用水供給は、本市から企業団施設までは距離があり、管路整備等の工事には莫大な費用と相当な期間を要するため、企業団が神戸市へ送水業務を第三者委託するスキームとすることを予定しており、このスキームによる本市の新規受水について、企業団及びその構成市（神戸市、尼崎市、西宮市、芦屋市、宝塚市）に対し協議を依頼し、確認されたところです。

[参考] 受水スキーム図



2 今後の主なスケジュール

| 年 度 | 内 容 |
|-------|--|
| 令和4年度 | <ul style="list-style-type: none"> 明石市への新規供給に係る確認書締結 施設整備に係る協定書締結 |
| 令和5年度 | <ul style="list-style-type: none"> 本市議会における企業団加入議決 構成市議会における企業団規約変更議決 企業団加入負担金協定書締結 |
| 令和6年度 | <ul style="list-style-type: none"> 企業団加入負担金支払（R6、R7の2箇年払） |
| 令和7年度 | <ul style="list-style-type: none"> 新規受水開始 |

※より詳細なスケジュールについては、別紙1のとおり